

令和6年度 小野市学校体育施設（体育館）開放事業実施要綱

1 方針

小野市立学校施設目的外使用条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する。

2 趣旨

市民の体力増進、健康づくりやコミュニケーション機会の創出を目的として、小野市立学校の体育施設を市民のスポーツ、レクリエーション活動の利用の為に一般開放する。

3 活動種目

活動種目は次のとおりとする。

学校名	主な活動種目					
	バレーボール	バスケットボール	卓球	剣道	空手	バドミントン
小野小学校	○			○	○	
小野東小学校	○	○	○	○	○	○
河合小学校	○			○	○	○
来住小学校	○		○	○	○	○
市場小学校	○			○	○	
大部小学校	○			○	○	
中番小学校	○			○	○	
下東条小学校	○			○	○	○
小野中学校	○	○	○	○	○	
河合中学校	○	○	○	○	○	○
小野南中学校	○	○	○	○	○	○
旭丘中学校	○	○	○	○	○	○
小野特別支援学校				○	○	

※その他活動種目の実施可否は、スポーツ振興課と各学校の協議により決定する。

4 開放時間

開放時間は次のとおりとする。

○小学校・特別支援学校体育施設

開放施設	開放日	開放時間	利用区分	
体育館	平日	19:00 ~ 22:00	午前	9:00 ~ 12:00
	土日祝	9:00 ~ 22:00	午後	13:00 ~ 17:00
			夜間	19:00 ~ 22:00

○中学校体育施設

開放施設	開放時間・利用区分
体育館 武道場	夜間 19:00 ~ 22:00

※開放時間のうち、市内のスポーツクラブ21・スポーツ少年団等の団体が使用する時間を除く。

※当該体育施設を学校行事に使用するとき、その他教育委員会が特に必要があると認めるときは開放を中止、又は開放日時を変更する。

5 開放対象

開放対象は、原則として小野市内に在住又は在勤する者が5人以上であり、かつ、監督者として成人が含まれる団体又はグループ（以下「団体」という。）とする。

6 団体登録及び利用手続

施設の利用を希望する団体は、登録申請書若しくは継続登録申請書を小野市教育委員会（以下「市教委」という。）へ提出し、事前に市教委の承認を得ること。

同承認を得た団体は、利用希望日の3日前までに「学校体育施設（体育館）使用許可申請書」を当該学校へ3部提出し、学校長の承認を得ること。その後、複写である2部を市教委へ提出し、利用許可を受けるとともに小野市が指定する金融機関へ使用料を事前に納付すること。

※上記使用許可申請書は、利用希望月の前月から提出を受付ける。

※利用月ごとにまとめて申請を行う。

7 使用料

学校体育施設の使用料は次のとおりとする。（条例施行規則第5条第2項）

利用施設	学校名	使用料（1回あたり）	
体育館	小野小学校	1,300円	
	小野東小学校		
	河合小学校		
	中番小学校		
	下東条小学校		
	小野中学校		
	河合中学校		
	小野南中学校		
	来住小学校		1,000円
	市場小学校		
大部小学校			
旭丘中学校			
小野特別支援学校			
格技場	河合中学校	1,000円	
	小野南中学校		
	旭丘中学校		

同一日に同一施設を連続して利用する場合、使用料の最高額は次のとおりとする。

開放時間	使用料（1回あたり）
9:00～17:00	2,000円
9:00～22:00	3,500円

※原則として既納の使用料は還付しない。

ただし、学校行事及び災害等特別な理由により施設を利用できなかった場合、かつ、市教委が同理由を認めた場合に限り、当該使用料を団体の代表者へ還付又は団体が納付する翌月以降の使用料と振替える。

なお、振替額は特別な理由により施設を利用しなかった日数に係る額とし、振替期間は同年度中に限るものとする。

9 利用回数等の制限

利用回数は、原則として1週間で1回以内とする。

また、広く利用機会を確保する観点から、原則、同一の団体が複数校で活動登録することは認めない。

なお、団体名が異なるものの、構成員の同一性が認められる場合も同様とする。

10 利用者の遵守事項

- (1) 学校体育施設の利用にあたり、利用上の注意を守ること。
- (2) 開放時間を厳守するとともに近隣住民に迷惑をかけること。
- (3) 学校長の指示に従うこと。
- (4) 学校消耗品であるボール等は、使用しないこと。
- (5) 利用後は、学校体育施設使用報告書に必要事項を記入し、当該校に提出すること。
- (6) 上記事項を遵守できない団体は、即時、利用を禁止する可能性があること。
また、その後の利用についても禁止する可能性があること。

11 損害の賠償

利用者は、利用中に施設や備品等を損傷又は滅失したときは、当該校長に届け出た後、市教委が指定する額(賠償額)を賠償しなければならない。

12 事故等の責任

利用者がその利用中、自己の過失により負傷又は死亡したときは、市教委は一切の責任を負わない。

13 その他

- (1) 学校長は、施設開放に伴う利用者の利用指導、施設の管理及び連絡調整を図る。
- (2) 学校長は、学校体育施設使用報告書を市教委へ1ヶ月分まとめて提出する。